

金融機関の金融取引の調整に伴い借入が減少している中小企業者(特定中小企業者)の認定について

(中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づく特定中小企業者認定要領)

国の規定に基づく特定中小企業者として市町村長又は特別区長が認定すると、信用保証協会の信用保証を受ける際に特例保険が適用され、通常の融資とは別枠での保証を行う国の制度があります。

1. 認定基準

国が指定する金融機関と取引があり、その金融機関の金融取引の調整に伴い借入れが減少している中小企業者で下記の全てに該当する方。

なお、堺市で認定できる方は、堺市内に本店のある法人、堺市内に事業所のある個人事業者の方です。(国が指定する金融機関については、中小企業庁のホームページでご覧いただけます。)

- (1) 指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上である方。
- (2) 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少している方。
- (3) 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少している方。

2. 認定申請手続

「中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書」、「借入金等明細表」に必要事項を記入、押印し、下記の必要書類を添付して堺市産業振興局産業戦略部地域産業課 中小企業支援担当へ提出してください。(申請の際、念のため実印を併せてお持ちください。)

添付書類

法人	① 印鑑証明書のコピー (発行後3か月以内のもの) ② 履歴事項全部証明書のコピー (発行後3か月以内のもの)	① 申請書及び借入金等明細表に記入された借入金残高の確認できる借入金残高証明書及び決算書のうち「借入金及び支払利子内訳書」等 ※ 借入金残高証明書は発行後1か月以内のもので ② 委任状(取引のある金融機関の方が代理手続きされる場合)
個人	① 印鑑証明書のコピー (発行後3か月以内のもの) ② 堺市内の事業所所在地の確認できるもの	

※添付書類については確認後、原本はお返しいたします。(取得していただいた印鑑証明書等は融資申込みの際に必要となりますので、それをご利用ください。)

認定申請書は、市長公印押印のうえ、認定書として発行いたします。

土曜、日曜、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)は認定書の申請受付及び発行はできませんのでご注意ください。

認定書発行日を含めて30日以内に、ご希望の金融機関、又は信用保証協会に認定書をご持参のうえ、融資及び保証申込をしてください。

詳しくは、お取引のある金融機関や信用保証協会へお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

堺市産業振興局産業戦略部地域産業課 中小企業支援担当
堺市北区長曾根町183番地5(公益財団法人堺市産業振興センター内)
電話 072-255-8484 FAX 072-255-5162